

# 川越町つながる笑顔のまち応援商品券 取扱事業所要領（概要版）

〈川越町つながる笑顔のまち応援商品券交付事業の概要〉

商品券名称 川越町つながる笑顔のまち応援商品券  
交付対象者 令和8年2月27日において川越町の住民基本台帳に登録されている方  
額面金額 1セット 5,000円（500円券×10枚つづり）  
利用期間 令和8年5月20日（水）～令和9年1月31日（日）  
取扱店 商品券を使用する場所として登録された川越町内の事業所・店舗等

## 1 商品券取扱店の要件と登録方法

- 要件 川越町内に事業所・店舗等を有する飲食・小売・サービス事業者等。
- 募集期間 令和8年2月24日（火）～令和8年3月19日（木） 17:15まで  
※上記期限までに登録いただいた事業所は、商品券送付時に町民の方へ商品券取扱店としてお知らせできます。  
※上記期限を過ぎても令和9年1月29日（金）まで随時募集登録を行います。  
（公表は川越町・朝明商工会ホームページで行います）
- 登録方法 「川越町つながる笑顔のまち応援商品券取扱事業所登録申請書兼誓約書」に必要事項を記入し、上記期限までに朝明商工会へ持参又は郵送で提出してください。

## 2 換金手続き

- 受付窓口 朝明商工会事務局
- 換金方法 取扱店は、受領した商品券を「使用済商品券回収袋」に入れて封緘し、「商品券換金受付書」に必要事項を記入し、受付窓口へ持参してください。
- 換金受付期間 令和8年6月1日（月）～令和9年2月10日（水）まで。
- 支払日 毎月決められた期間内に朝明商工会受付窓口へ持参して頂き、枚数確認後、朝明商工会が指定した日に、指定された登録事業者の口座に振込みを致します。  
※登録申請時に振込先口座の登録を行って頂きます。
- 手数料 換金手数料及び振込手数料は無料です。

★登録・換金ともに受付時間は土、日、祝日、年末年始を除く平日8:30～17:15

## 3 商品券の利用方法について

- 取扱店にて現金と同じように使用できます。
- 商品券額面金額以下の取引の場合であってもつり銭は渡さないでください。
- 商品券を受け取った取扱店は、再流通を防止するため裏面の指定欄に取扱店名を記入（ゴム印可）してください。記入漏れの場合は受付ができませんのでご注意ください。
- 有効期限の切れた商品券や商品券として認証不能のもの、偽造された商品券等不正に使用されている商品券は無効となるため受け取りを拒否すること。

#### 4 商品券の使用対象とならないもの

下記に掲げる取引については商品券を使用することはできません。

- ① 不動産又は金融商品
- ② たばこ事業法（昭和 59 年法律第 68 号）に規定する製造たばこの購入
- ③ 商品券、プリペイドカード等換金性の高いもの
- ④ 風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業に係る支払
- ⑤ 国税、地方税、使用料等の公租公課
- ⑥ その他、町長が不相当と認めるもの

#### 5 取扱店の責務等

- (1) 取引において商品券の受取を拒んではならないこと。ただし、商品券が著しく破損、及び汚損している場合は、この限りでない。
- (2) 上記 4 各号に規定する取引を行ってはならない。
- (3) 商品券の転売、譲渡、交換を行ってはならない。
- (4) 町と適切な連携体制を構築すること。
- (5) 使用された商品券の保管は、自らの責任において行うこと。商品券の盗難、紛失、滅失又は偽造、変造、模造等に対し、朝明商工会は責任を負わない。
- (6) その他、本事業の目的、趣旨に反する行為は行わないこと。

#### 6 その他

取扱店は、店頭や店先に川越町が交付するポスター、ステッカーを必ず掲示し、消費者に周知してください。

#### 7 お問い合わせ先

##### ○朝明商工会

〒 5 1 0 - 8 1 2 3 三重郡川越町大字豊田一色 4 0 5

TEL 0 5 9 - 3 6 5 - 6 6 0 3

E-mail asakeshokokai@ccnetmie.ne.jp

HP <https://asakeshokokai.or.jp/>

##### ○川越町役場 産業建設課

〒 5 1 0 - 8 5 8 8 三重郡川越町大字豊田一色 2 8 0

TEL 0 5 9 - 3 6 6 - 7 1 1 7

E-mail k-sanken@town.kawagoe.mie.jp

HP <https://www.town.kawagoe.mie.jp/>